

平成30年度舞鶴市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度舞鶴市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		100 床
(2) 年間入院患者数	延	34,128 人 (1日平均 93.5人)
(3) 年間外来患者数	延	6,100 人 (1日平均 25人)
(4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費		14,512千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		952,900千円
第1項 医業収益		694,741千円
第2項 医業外収益		232,261千円
第3項 特別利益		25,898千円
支 出		
第1款 病院事業費用		952,900千円
第1項 医業費用		930,040千円
第2項 医業外費用		19,656千円
第3項 特別損失		2,704千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 19,710千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		61,360千円
第1項 他会計からの補助金		33,624千円
第2項 国府補助金		1千円
第3項 固定資産売却代金		27,734千円
第4項 寄附金		1千円

支 出

第1款 資本的支出	81,070千円
第1項 建設改良費	14,515千円
第2項 企業債償還金	66,555千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	633,299千円
2 交際費	301千円

(他会計からの補助金)

第7条 企業債償還金等にあてるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、217,852千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、63,165千円と定める。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

1 処分する資産

種類	名 称	数 量	処分の態様
土地	愛宕浜医師公舎用地	811.40m ²	売 払
建物	愛宕浜医師公舎 (舞鶴市愛宕浜町)	3戸	売 払

平成30年 2月 27日 提 出

舞鶴市長 多々見良三